

委員会提出議案第2号

西脇市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和3年6月7日

西脇市議会議会運営委員会  
委員長 中川正則

(理由)

本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、請願に係る署名押印の見直し等を行うため。

西脇市議会会議規則の一部を改正する規則

西脇市議会会議規則（平成17年西脇市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出) 第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(定足数に関する措置) 第11条 (略) 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。 3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。</p> <p>(発言の通告をしない者の発言) 第51条 (略) 2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、<u>挙手して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3 2人以上<u>挙手して</u>発言を求めたときは、議長は、<u>先に挙手したと認める者から指名する。</u></p> <p>(会議録の配布) 第85条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布（<u>会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。</u>）する。</p>	<p>(欠席の届出) 第2条 議員は、<u>疾病、議員の妻の出産補助その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(定足数に関する措置) 第11条 (略) 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。 3 会議中定足数を欠くおそれがあると認めるときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。</p> <p>(発言の通告をしない者の発言) 第51条 (略) 2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、<u>起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3 2人以上<u>起立して</u>発言を求めたときは、議長は、<u>先起立者と認める者から指名する。</u></p> <p>(会議録の配布) 第85条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。</p>
<p>(会議録署名議員) 第87条 会議録に署名する議員（<u>会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、地方自治法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員</u>）は、2人とし、議長が会議において指名する。</p> <p>(請願書の記載事項等) 第116条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印をしなければならない。</p>	<p>(会議録署名議員) 第87条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。</p> <p>(請願書の記載事項等) 第116条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、押印をしなければならない。</u></p>

2～4 (略)

(資格決定の審査)

第 125条 前条の要求については、議会は、第36条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(懲罰動議の審査)

第 137条 懲罰については、議会は、第36条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

2～4 (略)

(資格決定の審査)

第 125条 前条の要求については、議会は、第36条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(懲罰動議の審査)

第 137条 懲罰については、議会は、第36条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。